

ショートステイ みうら富士 (介護予防)短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人三磯会が開設するショートステイ みうら富士(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> 1. 事業所の従業者は、要支援状態となった場合においても、その心身の特性を踏まえて可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練その他の日常生活全般にわたる援助を行います。 2. 指定(介護予防)短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 3. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 4. 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。 5. 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を図り、地域との交流に努めます。

2. 事業所の内容

(1) 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 三磯会		
法人所在地	横須賀市長沢6-45-6		
代表者職氏名	理事長 山田 澄子		
電話番号	046-848-3933	FAX番号	046-848-2383
設立年月日	平成 13 年 7 月 24 日		

(2) 事業所概要

事業所の名称	ショートステイ みうら富士		
事業所の種類	指定(介護予防)短期入所生活介護 平成 14 年 4 月 1 日指定 神奈川県 1471901361		
事業所の所在地	横須賀市長沢6-45-6		
電話番号	046-848-3933	FAX番号	046-848-2383
管理者氏名	山田 澄子		
利用定員	20 名 (多床室:4 人部屋 4 室、2 人部屋 2 室)		
通常の事業(送迎)実施地域	横須賀市・三浦市・葉山町		
受付時間	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 30 分 (土日、祝日、12/30～1/3 の受付は行っていません。予約済の入退所の対応のみ行っています。)		

(3)職員の職種、員数及び職務内容

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種	勤務体制・職務内容	人員
管理者	8:30～17:30 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。	1 名 (常勤兼務)

医師	利用者の健康管理、病状急変時の対応を行う。保健衛生の管理指導を行います。	1名 (嘱託)
看護職員	8:00～17:00 利用者の健康管理、服薬管理、病状が急変した際の救急処置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行います。地域医療・福祉サービス機関との連携をとります。	3名 (常勤兼務 1名・非常勤兼務 2名)
機能訓練指導員	8:00～17:00 日常生活を営むのに必要な生活機能の維持または改善するための機能訓練、訓練指導及び助言を行います。	3名 (常勤兼務 1名・非常勤兼務 2名)
生活相談員	8:30～17:30 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行います。	1名 (常勤専任)
介護職員	7:00～16:00、8:30～17:30、10:00～19:00、 16:00～翌 9:00 利用者の全ての生活援助等を含む指定(介護予防)短期入所生活介護業務を行います。夜勤は1名対応です。	12名 (常勤専任 5名・非常勤専任 7名)
栄養士	利用者の年齢、身体的状況によって適切な献立の作成及び適切な実施状況の管理を行います。	非常勤・業者委託
調理員	あらかじめ作成された献立に従って衛生的な調理を実施。	業者委託

(3) 居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
2人部屋	2室	多床室
4人部屋	4室	多床室
食堂・機能訓練室	1室	同室
浴室	3室	一般浴 1室 特殊浴槽 1室(デイ・グループ共用)
医務室	1室	
静養室	1室	1床
相談室	1室	デイサービスと共に用

3. サービスの内容

食 事	食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮して調理します。自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 【食事時間】朝食 8:00～、昼食 12:00～、夕食 17:30～
介 護	短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。 ・入浴…週 2 回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭になる場合があります。 ・排泄…利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。又、おむつの適切な取替えを行います。 ・離床、着替え、整容その他日常生活上のお世話を適切に行います。
機能訓練	日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。
生活相談	生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関わること等の相談に応じます。
健康管理	看護職員が健康管理を行います。ただし、利用中の医療機関の受診は基本的にご家族に対応していただきます。
レクリエーション行事	年間を通して季節ごとの行事を行います。(利用期間中に行われる場合)

4. ご利用料金

- (1) 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、
保険給付外の費用として、滞在費、食事の費用、その他日用品費、個別に利用するサービスに要した
費用の合計額となります。(詳しくは、利用料金表を参照ください。)
- (2)法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける
ものとします。
- (3)利用開始前に利用者及びその家族の都合でサービスを中止する場合、下記の通りキャンセル料がか
かります。ただし、利用者の体調や容態の急変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしま
せん。

入所前日の17時までに連絡があった場合	無料
入所前日の17時までに連絡がなかった場合	1日の利用料30%

(4)利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があつた場合

5. 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、毎月10日前後に、前月分の請求書を発行します。請求書が
お手元に届いたら、毎月27日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ①事業者指定口座への振り込み
- ②利用者指定口座からの自動引き落とし
- ③現金支払い

6. サービス利用に当たっての留意事項

○面会

ご面会時間は、8:30～17:30までとなっております。2階ショートステイ受付にある面会簿のご記入を
お願い致します。

○健康管理

利用者又はその家族は、体調の変化があつた際には事業所の従業者にご一報ください。

○食品について

食中毒防止のため、介護の必要な方へ食品を持参された場合は、必要に応じ施設側で管理させていた
だきます。尚、事業所内での飲食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

○金銭・貴重品の持ち込み

当事業所では、現金を使わなくとも生活できるようになっております。紛失等の原因になりますので、金銭
及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

○事業所の施設、設備について

利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。利用者が事
業所内の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、
自己の費用により原状に回復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

○その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、
14日以内に支払わない場合、利用者や家族が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者若しくは
他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契
約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは
縮小する場合は、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂くことがご
ざいます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 非常災害対策

- (1)非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者
または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(2)非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関などとの連携方法を確認し、非常時には避難等の指揮をとります。

(3)非常災害に備え、定期的に地域の協力機関などと連携を図り、年2回避難、救出その他必要な訓練を行います。

○防災設備

消火器具(消化器・屋内消火栓)・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・誘導等及び誘導標識・非常電源(自家発電設備)・防排煙制御設備 等

8. 秘密保持

(1) 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

(2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとします。

9. 事故発生時の対応

(1)利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとします。

(2)利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、事業所の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

10. 緊急時の対応

指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な処置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

協力医療機関:横須賀市立市民病院、福井記念病院

11. 身体拘束の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる3要件を満たす事で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び緊急やむを得ない理由を記録します。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	046-848-3933
FAX番号	046-848-2383
管理者	山田 澄子
対応時間	月～金曜日 8:30～17:30

保険者や下記の公的機関においても苦情申し出ができます。

市町村介護保険相談窓口 横須賀市福祉部指導監査課	所在地 横須賀市小川町 11 電話 046-822-8396 FAX 046-827-0566 対応時間 月～金曜 8:30～17:15
-----------------------------	---

市町村介護保険相談窓口 三浦市役所保険福祉部介護課	所在地 三浦市城山 1-1 電話 046-882-1111 FAX 046-882-2836 対応時間 月～金曜 8:30～17:15
市町村介護保険相談窓口 葉山町役場保険福祉部福祉課	所在地 三浦郡葉山町堀内 2135 電話 046-876-1111 FAX 046-846-1717 対応時間 月～金曜 8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合 介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町 27-1 電話 045-329-3445 FAX 045-829-3446 対応時間 月～金曜 8:30～17:15

13. 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

採用時研修 採用 1ヶ月以内
経験に応じた研修 隨時

【説明確認欄】

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記の重要事項を説明し、同意を受け、交付しました。

事業所：ショートステイ みうら富士
説明者：生活相談員 武田 朱美 印

上記の内容の説明を受け、同意し、受領しました。

利用者

三浦市

住 所 横須賀市

氏 名

印

三浦市

代理人 住 所 横須賀市

氏 名

印

ショートステイ みうら富士 ご利用料金表
＜令和4年10月1日現在＞

介護予防短期入所生活介護サービス

○介護保険の適用料金(一日あたりの利用料金)

	単位数	1割自己負担額	2割自己負担額	3割自己負担額	備考・算定要件
要支援1	474 単位	500 円	1000 円	1500 円	基本単位
要支援2	589 単位	622 円	1244 円	1866 円	
送迎加算	184 単位	195 円	389 円	583 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	24 円	48 円	72 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上であること。または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上であること
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 8.3%を加算				介護予防短期入所生活介護費の合計に加算。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 2.7%を加算				介護予防短期入所生活介護費の合計に加算。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 1.6%を加算				コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環

短期入所生活介護サービス

○介護保険の適用料金(一日あたりの利用料金)

	単位数	1割自己負担額	2割自己負担額	3割自己負担額	備考・算定要件
要介護1	638 単位	673 円	1346 円	2019 円	基本単位
要介護2	707 単位	746 円	1492 円	2238 円	
要介護3	778 単位	821 円	1642 円	2463 円	
要介護4	847 単位	894 円	1788 円	2682 円	
要介護5	916 単位	967 円	1934 円	2901 円	
看護体制加算Ⅱ	8 単位	9 円	17 円	26 円	看護職員を常勤換算法で 1 名以上配置し、24 時間連絡体制を確保している。
緊急短期入所受入加算	90 単位	95 円	190 円	285 円	緊急に受け入れを行った場合、14 日を限度として算定。
長期利用者提供減算	-30 単位	-32 円	-64 円	-95 円	連続 30 日を超えて利用になった場合減算。
送迎加算	184 単位	195 円	389 円	583 円	希望により、居宅と事業所間の送迎を行った場合。(片道)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	24 円	48 円	72 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上であること。または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上であること
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 8.3%を加算				短期入所生活介護費の合計に加算。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 2.7%を加算				短期入所生活介護費の合計に加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 1.6%を加算				コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環

※サービス及び利用期間は「居宅サービス計画」に位置付けられた内容で算定します。

※この負担額を適用する場合には、介護保険要介護状態区分別の“支給限度額”内であることが必要です。
支給限度額を超えた場合には、介護報酬の10割の自己負担が必要となります。

○介護保険適用外料金

	1日あたり	備 考
滞在費〔多床室〕	870円	滞在、光熱水費
食 費	1700円	食材料費、調理コスト等。 朝食 400円、昼食 600円、間食 100円、夕食 600円

◆◇◆その他の費用◆◇◆

	1日あたり	備 考
日常着(希望制)	100円	リース業者からの上下セット。1日何度着替えるても可。

教養娯楽費…実費負担(希望制)

※上記利用料金以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品・医療費等は、実費を徴収させていただきます。

※食費は1日分(三食と間食を食べられた場合)の額を表示しています。実際の請求は一食毎で計算します。

○所得段階における自己負担額の軽減制度について

介護保険では、「居住費」「食費」の自己負担額が、その所得等に応じて、段階的に設定されています。(特定入所者介護サービス費の適用。)各段階に該当される方は、以下のとおりです。

〔該当者〕

下図の利用者負担 第1段階～第3段階の方が該当されます。

(1日あたり)

利用者負担段階	対象者	滞在費	食費	合計
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者	0円	300円	300円
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	370円	600円	760円
第3段階(1)	・本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税で年金収入+その他の所得金額が80万円超120万円以下の人	370円	1000円	1370円
第3段階(2)	・本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税で年金収入+その他の所得金額120万円以下の人	370円	1300円	1670円

※下記①②のいずれかに該当する場合は負担軽減の対象外(第4段階)となります。

①配偶者(世帯が同じかどうかは問わない)が市町村民税を課税されている方

②預貯金等の金額が配偶者がいる方:合計2,000万円以上、配偶者がいない方:1,000万円以上

※食費と滞在費に関わる負担限度額認定を受けられている場合は、必ず当該認定証を提示して下さい。

※食費と滞在費について、介護保険法施行規則第97条の4の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と食費と滞在費に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とします。